

株 主 各 位

岐阜県美濃加茂市牧野1006番地

セブン工業株式会社

代表取締役社長 永 吉 喜 昭

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日(木曜日)午前10時
2. 場 所 岐阜県美濃加茂市太田町2565番地の1
シティホテル美濃加茂 5階 黄心樹(おがたま)の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第56期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告および計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 利益準備金の額の減少の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.seven-gr.co.jp>)に掲載させていただきます。

## 【工場見学会開催のご案内】

本株主総会終了後に、ご希望の方を対象とした工場見学会の実施を予定しております。当社の事業活動をより一層ご理解いただきたいと存じます。

お手数ではございますが、参加をご希望の方は、本株主総会当日に会場受付にて参加をご希望の旨お申し付けくださいますようお願い申し上げます。

ご見学いただく当社美濃加茂工場へは、当会場より車での移動となりますので、当社にて送迎いたします。所要時間は移動も含め2時間ほどのご予定となります。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府主導による経済政策と日銀の金融緩和策等の効果により雇用環境の改善や景気回復への期待感が高まったものの、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動や円安による物価の上昇を受け、個人消費についても足踏みが続いております。また、海外景気の下揺れも懸念されるなど先行き不透明な状況で推移いたしました。

住宅関連業界におきましては、住宅ローン減税や金利水準が低い状況で推移している一方、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動減が予想以上に長引き、新設住宅着工戸数は特に持ち家を中心に前年同月比を下回るなど厳しい状況が続きました。

こうした事業環境のなか、「総意変革 チャレンジ7」をスローガンに、生産革新・飛躍的な生産性向上を目的としたK7プロジェクトを推進し、従業員の意識改革、組織風土の改善に取り組んでまいりました。改革、改善を主眼とした同プロジェクトの活動を通じて製造現場における人材育成強化とモノづくりの仕組みの再構築に努め、ほぼ全ての生産工程において従前と比較し生産性が向上するなど、具体的成果も徐々に表れてきました。

内装建材事業については、主軸商品である階段等の集約展開、並びに柔軟な組織運営による経営効率の向上を企図した組織再編を行い、各ビジネスラインの製販一体化によるシナジー効果を発揮する施策を講じてまいりました。特に階段については、フルプレカットの省施工階段や高遮音性能階段の展開、シート階段の更なる設備増強による生産体制の拡充等を図り、また、当社が保有する階段および構造材の技術力を集約した一本桁階段(商品名ワンビーム)を開発し、そのPR、拡販に努めるなど階段事業の一層の基盤強化に努めました。販売においては新商品展開を含めた既存顧客への需要深耕と新規開拓に加え、福岡市への営業拠点の新設や四国地区の営業をスタートさせるなど販売エリアの拡大および自社営業力の強化を図ってまいりました。こうした取り組みにより、市況が低迷するなか主力商品である積層階段やカウンターを中心に販売は比較的堅調に推移したものの、為替の影響による資材価格高騰の影響が大きく収益面には課題を残す内容となりました。

木構造建材事業については、年度前半においては季節的な要因に加え、増税による駆け込み需要の反動もあり販売は低調に推移しましたが、第3四半期以降は同事業部門の主力であるプレカットを中心に受注は増加に転じ、ツーバイフォーパネルとも販売は好調に推移いたしました。課題である収益性改善については新規設備の導入やK7プロジェクトによる生産性向上や原価低減活動、資材価格高騰を転嫁するための営業強化、海外におけるCAD業務のアウトソーシング化などの施策に取り組み、従前と比較して収益力向上が図られてきました。しかし、大幅な円安の進行に伴う海外資材の価格高騰に加え、特に年度前半における駆け込み需要の反動が予想以上に大きかったことなどもあり、販売、収益とも目標数値の達成に至らない内容となりました。

このような結果、当事業年度の売上高は130億18百万円と前事業年度と比較し、73百万円（△0.6%）の減収となりました。

セグメント別の売上状況は次のとおりであります。

なお、当事業年度より、会社組織の変更に伴い、従来の「化粧建材事業」および「積層建材事業」を統合し、「内装建材事業」に改称しております。

| 事業別     | 売上高<br>百万円 | 構成比<br>% |
|---------|------------|----------|
| 内装建材事業  | 7,717      | 59.3     |
| 木構造建材事業 | 5,293      | 40.6     |
| その他     | 8          | 0.1      |
| 合計      | 13,018     | 100.0    |

利益面については、為替の影響による資材価格の高騰により営業利益1億45百万円と前事業年度と比較し1億85百万円（△55.9%）の減益、経常利益は1億6百万円と前事業年度と比較し1億75百万円（△62.1%）の減益、また当期純利益は、主に特別利益に固定資産売却益4百万円の計上により、1億10百万円と前事業年度と比較し1億75百万円（△61.4%）の減益となりました。

過年度における多額の損失計上の影響により、内部留保の充実を図る必要があり、誠に遺憾ではございますが、当事業年度も無配とさせていただきます。株主の皆様には心よりお詫び申し上げます。

## (2) 設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、3億24百万円であります。

その主なものは内装建材事業の階段加工設備（合理化）および木構造建材事業のパネル部材加工設備（合理化）等であります。

### (3) 資金調達状況

上記の設備投資資金および運転資金として、長期借入金7億円を調達いたしました。

### (4) 対処すべき課題

わが国経済の見通しにつきましては、引き続き政府主導による積極的な経済政策や株高基調などを背景に景気は緩やかな回復が見込まれる一方、更なる円安の進行による資材価格高騰や所得環境の改善の遅れも懸念され、依然として予断を許さない状況下で推移するものと思われまます。

住宅関連業界におきましては、過去最低水準の低金利を背景に住宅ローン減税の拡充など需要促進が期待されるものの、消費マインドの減退による市況の冷え込みが影響し回復基調に転ずるにはまだ暫くの時間を要するものと思われまます。また、2017年4月から10%の消費税増税が控えており、その動向も含めて先行きは不透明な状況が続くものと予測されまます。

こうした事業環境が予測されるなか、当社におきましては「不断前進」をスローガンに当事業年度最重要課題として取り組んできたK7プロジェクトについて、更なる生産革新と飛躍的な生産性向上の取り組みを継続いたします。製造部門においては当事業年度に培った生産性向上の施策、ノウハウを更に高める活動を行うとともに間接部門における活動を本格化させソフト、ハードの連携を深め全社一丸となった改革活動を進めてまいります。

内装建材事業については、当事業年度に再編した組織体制下、一定のシナジー効果や効率性に成果が現れ方向性が定まってきたことから、この体制のもと課題を残した収益性改善に資する取り組みを強固に推し進めてまいります。海外資材価格の高止まりと国内需要の減少傾向を背景に淘汰が進む市場への生き残りをかけ、新樹種の活用も含め集成製品、突板、シート製品等幅広いラインナップとプレカット技術を駆使し、階級の総合メーカーとして自社ブランドの構築と商品開発のスピードアップを図ります。販売面においては、省施工階段を中心にアパート系ユーザーへの提案営業に注力するとともに新規開拓地域に対する販売エリアの拡充、新規顧客の開拓に努めるなど営業力の強化を図ってまいります。

木構造建材事業については、当事業年度に取り組んできた収益改善に資する施策が着実に成果をあげており、引き続きK7プロジェクトによる生産性向上や原価低減活動、資材価格高騰を転嫁するための営業強化に努めまます。また、ベトナムにCAD業務等のアウトソーシングを目的とした会社への出資を検討しており、定型業務のコストダウンに加えボトルネックとなっているCAD業務の合理化を図り受

注拡大を図ってまいります。その他集合住宅、戸建住宅、非住宅物件等引き続き幅広いプレカット受注を推進するなか、特に地場ビルダーに対する営業強化やツーバイフォーパネルの新規受注および戸建用パネル製造工程の整備など生産体制の拡充、収益改善を推進いたします。今後の成長分野である非住宅物件に関して、新規設計事務所開拓等による情報収集力を高め、他社とのコラボによる受注量の拡大を図る施策を講じ構造体事業の総合力強化を目指します。

この数年、事業の改革、再構築ならびに徹底した合理化、効率化による経営基盤の強化は確実に実を結びつつあるため、復配につきましても検討する段階に至っていると判断しております。次期の配当につきまして、現時点においては未定であります。今後の業績を勘案したうえで前向きに検討させていただきます。

株主の皆様におかれましては今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 財産および損益の状況の推移

| 区 分             | 第 53 期<br>(24/3 月期) | 第 54 期<br>(25/3 月期) | 第 55 期<br>(26/3 月期) | 第 56 期<br>(27/3 月期)<br>(当事業年度) |
|-----------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 売 上 高(百万円)      | 11,771              | 11,682              | 13,092              | 13,018                         |
| 当 期 純 利 益(百万円)  | 130                 | 214                 | 286                 | 110                            |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 8.77                | 14.39               | 19.21               | 7.41                           |
| 総 資 産(百万円)      | 11,257              | 11,228              | 11,553              | 11,643                         |
| 純 資 産(百万円)      | 4,900               | 5,115               | 5,401               | 5,491                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 当事業年度につきましては、前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

住友商事株式会社は当社の親会社でしたが、平成27年2月26日付で当社株式の一部(4,431,900株、議決権所有割合30%)を売却したことにより、親会社に該当しないことになりました。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### ③ 重要な企業結合等の状況

住友商事株式会社は、当社の議決権を20.6%所有しており、当社は住友商事株式会社の持分法適用の関連会社であります。人的な関係につきましては、役員として取締役3名(うち2名は非常勤)、監査役2名(うち1名は非常勤)の計5名が当社に派遣されております。

当社は住友商事株式会社から原材料を仕入れております。

## (7) 主要な事業内容(平成27年3月31日現在)

当社は、集成材等を使用した住宅部材を品目別に生産販売しているほか、不動産の賃貸管理を行っております。

なお、当社の各事業内容は以下のとおりであります。

| 事             | 業       | 内                           | 容     |
|---------------|---------|-----------------------------|-------|
| 内 装 建 材 事 業   | 内 装 部 材 | (階段・手摺・カウンター・和風造作材・框・洋風造作材) |       |
| 木 構 造 建 材 事 業 | 構 造 部 材 | (プレカット加工材・住宅パネル)            | ・施設建築 |
| そ の 他         | 賃 貸 事 業 | (不動産の賃貸管理)                  |       |

(注) 賃貸事業については、当社が不動産の賃貸を行うほか、子会社SEVEN GUAM CO., LTD. も不動産の賃貸事業を行っております。

## (8) 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

|               |                                 |                   |  |
|---------------|---------------------------------|-------------------|--|
| 本 社           | 岐 阜 県 美 濃 加 茂 市 牧 野 1 0 0 6 番 地 |                   |  |
| 営 業 所         | 東 京 営 業 所                       | 東 京 都 中 野 区       |  |
|               | 中 部 営 業 所                       | 岐 阜 県 美 濃 加 茂 市   |  |
|               | 大 阪 営 業 所                       | 大 阪 府 東 大 阪 市     |  |
| 工場および資材物流センター | 七 宗 第 一 工 場                     | 岐 阜 県 加 茂 郡 七 宗 町 |  |
|               | 七 宗 第 二 工 場                     | 岐 阜 県 加 茂 郡 七 宗 町 |  |
|               | 七 宗 第 三 工 場                     | 岐 阜 県 加 茂 郡 七 宗 町 |  |
|               | 美 濃 加 茂 第 一 工 場                 | 岐 阜 県 美 濃 加 茂 市   |  |
|               | 美 濃 加 茂 第 二 工 場                 | 岐 阜 県 美 濃 加 茂 市   |  |
|               | 美 濃 加 茂 第 三 工 場                 | 岐 阜 県 美 濃 加 茂 市   |  |
|               | 美 濃 加 茂 第 四 工 場                 | 岐 阜 県 美 濃 加 茂 市   |  |
|               | 白 川 工 場                         | 岐 阜 県 加 茂 郡 白 川 町 |  |
|               | 神 湊 工 場                         | 岐 阜 県 加 茂 郡 七 宗 町 |  |
|               | 資 材 物 流 セ ン タ ー                 | 岐 阜 県 美 濃 加 茂 市   |  |

## (9) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

| 従 業 員 数    | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-------------|---------|-------------|
| 392名 (69名) | 15名増 (6名増)  | 40.1歳   | 14.1年       |

(注) 従業員数は就業人員であり、パートおよび嘱託社員は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (10) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

| 借 入 先                   | 借 入 額        |
|-------------------------|--------------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 1,167<br>百万円 |
| 株 式 会 社 十 六 銀 行         | 497          |
| 株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行     | 497          |
| 三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 264          |

## 2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

### 株式の状況

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| ① 発行可能株式総数   | 39,821,000株                  |
| ② 発行済株式の総数   | 15,577,500株（自己株式673,178株を含む） |
| ③ 株主数        | 1,541名                       |
| ④ 大株主（上位10名） |                              |

| 株 主 名                 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-----------------------|-------|---------|
|                       | 千株    | %       |
| 住 友 商 事 株 式 会 社       | 3,044 | 20.42   |
| 都 築 木 材 株 式 会 社       | 2,363 | 15.86   |
| 西 垣 林 業 株 式 会 社       | 2,068 | 13.88   |
| セ ブ ン 工 業 社 員 持 株 会   | 456   | 3.06    |
| 日 本 証 券 金 融 株 式 会 社   | 271   | 1.82    |
| 杉 山 榮 弘               | 242   | 1.63    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社       | 215   | 1.44    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券     | 203   | 1.36    |
| 松 井 証 券 株 式 会 社       | 201   | 1.35    |
| マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社 | 119   | 0.80    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を673,178株保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式673,178株を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

| 氏名   | 地位      | 担当および重要な兼職の状況               |
|------|---------|-----------------------------|
| 永吉喜昭 | 代表取締役社長 | 営業本部長                       |
| 梅村誠司 | 常務取締役   | 製造本部長                       |
| 田中太郎 | 取締役     | 管理業務本部長                     |
| 横井勝  | 取締役     | 製造本部副本部長                    |
| 阿部正義 | 取締役     | 管理本部副本部長・経営企画部長・経理部長        |
| 富島寛  | 取締役     | 住友商事株式会社理事<br>生活資材本部        |
| 高光克典 | 取締役     | 住友商事株式会社社長<br>生活資材本部木材資源事業部 |
| 大山雄三 | 常勤監査役   |                             |
| 佐藤仁彦 | 監査役     | 住友商事株式会社<br>メディア・生活関連総括部副部長 |
| 串田正克 | 監査役     | 弁護士 串田法律事務所代表               |
| 稲越千束 | 監査役     | 公認会計士 稲越千束事務所代表             |

- (注) 1. 取締役富島 寛および高光克典の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大山雄三、佐藤仁彦、串田正克および稲越千束の各氏は、社外監査役であります。
3. 社外監査役串田正克氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外監査役稲越千束氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- (1) 平成26年6月24日開催の第55期定時株主総会において、高光克典氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
  - (2) 平成26年6月24日開催の第55期定時株主総会において、佐藤仁彦および稲越千束の両氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
  - (3) 平成26年6月24日開催の第55期定時株主総会の終結の時をもって、小川英男氏は監査役を辞任いたしました。
  - (4) 平成27年3月31日をもって富島寛氏は取締役を辞任いたしました。

6 当事業年度の末日後の取締役の担当の異動（平成27年4月1日付）

| 氏 名     | 新 担 当                              | 旧 担 当                                                                    |
|---------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 田 中 太 郎 | 管 理 本 部 長                          | 管 理 本 部 長<br>管 理 本 部 長                                                   |
| 阿 部 正 義 | 管 理 本 部 副 本 部 長<br>管 理 本 部 副 本 部 長 | 管 理 本 部 副 本 部 長<br>管 理 本 部 副 本 部 長<br>管 理 本 部 副 本 部 長<br>管 理 本 部 副 本 部 長 |

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

| 区 分                | 支 給 人 員   | 支 給 額         |
|--------------------|-----------|---------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(2) | 62百万円<br>(2)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 5名<br>(5) | 21百万円<br>(21) |
| 合 計                | 12名       | 84百万円         |

- (注) 1. 上記の支給人員には、平成26年6月24日開催の第55期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 上記支給額には、次のものが含まれております。
- 役員退職慰労引当金繰入額

|           |    |      |
|-----------|----|------|
| 取締役       | 7名 | 7百万円 |
| (うち社外取締役) | 2名 | 0百万円 |
| 監査役       | 4名 | 2百万円 |
| (うち社外監査役) | 4名 | 2百万円 |

3. 上記支給額には、次のものが含まれておりません。
- 平成26年6月24日開催の第55期定時株主総会決議により支給した退任役員に対する慰労金

|           |    |      |
|-----------|----|------|
| 取締役       | 1名 | 0百万円 |
| (うち社外取締役) | 1名 | 0百万円 |
| 監査役       | 1名 | 0百万円 |
| (うち社外監査役) | 1名 | 0百万円 |

この金額には、過年度の事業報告において役員報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金0百万円が含まれております。

- ② 社外役員が当社親会社または当社親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額
- 該当事項はありません。

### (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役富島寛氏は住友商事株式会社の理事および生活資材本部長であります。

取締役高光克典氏は住友商事株式会社の生活資材本部木材資源事業部長であります。

監査役大山雄三氏は住友商事株式会社メディア・生活関連総括部からの出向であります。

監査役佐藤仁彦氏は住友商事株式会社のメディア・生活関連総括部副部長であります。

当社は住友商事株式会社の持分法適用の関連会社であり、原材料の仕入をしております。

監査役串田正克氏は串田法律事務所を開設しております。なお、当社は串田法律事務所との間には特別な関係はありません。

監査役稲越千束氏は公認会計士稲越千束事務所を開設しております。なお、当社は公認会計士稲越千束事務所との間には特別な関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- ③ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係について  
該当事項はありません。

#### ④ 当事業年度における主な活動状況

| 氏名   | 地位    | 主な活動内容                                                                                                 |
|------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 富島寛  | 取締役   | 当事業年度開催の取締役会19回のうち15回出席いたしました。主に独立的な見地から当社の経営全般に対し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。      |
| 高光克典 | 取締役   | 取締役就任後に開催された取締役会16回のうち14回出席いたしました。主に独立的な見地から当社の経営全般に対し意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言を行っております。  |
| 大山雄三 | 常勤監査役 | 当事業年度開催の取締役会および監査役会の全てに出席いたしました。主に取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、常勤監査役として取締役の業務執行を監査しております。 |

| 氏 名   | 地 位   | 主 な 活 動 内 容                                                                                                          |
|-------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 佐藤 仁彦 | 監 査 役 | 監査役就任後に開催された取締役会16回のうち14回、監査役会10回のうち9回出席いたしました。主に取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。 |
| 串田 正克 | 監 査 役 | 当事業年度開催の取締役会19回のうち12回、監査役会は全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から法令遵守全般について助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。          |
| 稲越 千束 | 監 査 役 | 監査役就任後に開催された取締役会16回のうち13回、監査役会は全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から財務、会計に関する助言・提言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。     |

(注) 富島寛氏は平成27年3月31日をもって取締役を辞任いたしました。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を定款に設けております。当該定款に基づき、社外取締役および社外監査役全員と責任限定契約を締結しており、その概要は次のとおりであります。

##### a 社外取締役の責任限定契約

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する。

##### b 社外監査役の責任限定契約

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                     | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
|                                     | 百万円   |
| 1. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額           | 25    |
| 2. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25    |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、1. の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づき、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 5. 会社の体制および方針

(1) 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 社は「真実と努力」、「行持報恩」を基本理念とし、社是に基づく真実性、公正・透明性を基本とした「行動規範」、「行動指針」を定め、役職員全員がこれを遵守すべく継続的な研修を行う。
- ② 企業倫理委員会を組織し、取締役がその委員長を務め、法令・社会規範遵守の啓蒙活動のほか、同委員会および弁護士を相談窓口とする社内通報制度の利用を促進し、コンプライアンス違反、その他の問題に関する事実の早期発見に努めるとともに不正行為の原因追及と再発防止策の策定を行うなど法令遵守の徹底化を図る。
- ③ インターナルコントロール委員会を組織し、各部が行う業務管理の点検および改善事項の抽出に基づき、改善策の検証、実施に関する支援を行い業務品質の向上を図る。
- ④ 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置付け、組織の業務全体に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用および評価を行う。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為は行わない。事案については総務部を対応部署として定めるとともに、これら勢力、団体からの介入を防止するため警察当局、暴力追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 情報管理、文書管理に関する規程に基づき、各種の文書、帳票類等について適切に保存、管理する。また、株主総会をはじめ重要会議の議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役および監査役が常時閲覧することができる管理体制を維持する。
- ② 機密情報、内部情報については、内部情報管理に関する規程に定めた基準に基づき適切に管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理委員会を組織し、総合的なリスク管理の方針と手法を明文化し、重大なリスクの発現に備え、社員のとるべき行動を定め周知する。
- ② 各部署は、リスク管理規程に基づきそれぞれの所管業務に係るマニュアル、作業手順書などを整備し実施する。
- ③ 安全衛生管理に関するマニュアルを整備し、定期的に社員教育等を行う。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の人数は、取締役会において十分な議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲とする。
- ② 取締役会のほか取締役連絡会を原則として月2回開催し、重要案件の討議と業務に関する報告を行う。
- ③ 取締役会への付議については取締役会規則に基づき行う。

### (5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 内部統制に関する規程の整備を行うとともに業務の適正化と効率化を推進する。
- ② 当社の経営理念、行動指針を子会社の全役員が共有し、順法意識の醸成を図る。
- ③ 関係会社管理規程を整備し、子会社の適切な管理を行うとともに子会社における内部統制を推進し業務の効率性および適正性を確保する施策を講ずる。
- ④ 子会社の役員等に対し定期的なモニタリングを実施し必要な助言、支援を行う。

### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な人員を配置する。

### (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助する使用人を置いた場合には、当該使用人の任命、解任、人事評価、人事異動等については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

(8) 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要な知識、能力を有した使用人を選任し、監査役の指揮命令のもとに従事する組織、体制に帰属する。

(9) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役会その他の重要な会議への出席を監査役に要請する。
- ② 取締役および使用人は当社または子会社における業務または財務に重大な影響を及ぼす事項について、遅滞なく監査役に報告する。
- ③ 監査役は何時でも必要に応じて取締役および使用人に報告を求めることができる。また、必要な文書については、常時閲覧することができる。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

内部通報制度の運用に準じ、報告者に不利益がないことを保証する。

(11) 監査役職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行に対して費用の前払請求又はその他の当該職務の執行について生ずる費用の請求があった場合は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、いかなる場合も請求に応ずる。

(12) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役社長は定期的に監査役と情報交換を行うとともに、取締役および使用人は定期的な監査役とのヒアリングを通じ、職務執行状況を監査役に報告する。
- ② 内部監査室は、内部監査の計画および結果について定期的に情報交換を行うなど、効率的な監査役監査に資するよう、監査役と緊密な連携を図る。
- ③ 監査役は、会計監査人との定期的な打ち合わせを通じて、会計監査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監査人の監査講習会への出席、在庫等たな卸資産監査への立会い等を行い、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図る。

- ④ 監査役はその職務を適切に遂行するために、関係会社の監査役等との情報連絡会を行うなど、関係会社の監査役等との意思疎通および情報の交換を図る。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月23日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制および監査に関する体制について当社グループの現状に則した見直しおよび法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものであります。

---

※ 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部              |               | 負 債 の 部                  |               |
|----------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| 科 目                  | 金 額           | 科 目                      | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>6,728</b>  | <b>流 動 負 債</b>           | <b>4,513</b>  |
| 現金及び預金               | 733           | 支払手形                     | 1,847         |
| 受取手形                 | 1,854         | 買掛金                      | 784           |
| 売掛金                  | 2,256         | 短期借入金                    | 800           |
| 製品                   | 310           | 一年内返済予定長期借入金             | 593           |
| 仕掛品                  | 358           | 未払金                      | 151           |
| 原材料及び貯蔵品             | 1,012         | 未払費用                     | 84            |
| 繰延税金資産               | 38            | 未払法人税等                   | 15            |
| 未収入金                 | 145           | 前受金                      | 0             |
| その他の流動資産             | 23            | 預り金                      | 29            |
| 貸倒引当金                | △5            | 賞与引当金                    | 65            |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>4,914</b>  | 設備関係支払手形                 | 48            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>   | <b>4,641</b>  | 設備関係未払金                  | 12            |
| 建物                   | 992           | その他の流動負債                 | 80            |
| 構築物                  | 78            | <b>固 定 負 債</b>           | <b>1,638</b>  |
| 機械及び装置               | 610           | 長期借入金                    | 1,520         |
| 車両運搬具                | 1             | 退職給付引当金                  | 59            |
| 工具器具及び備品             | 17            | 役員退職慰労引当金                | 50            |
| 土地                   | 2,917         | 資産除去債務                   | 2             |
| リース資産                | 1             | その他の固定負債                 | 5             |
| 建設仮勘定                | 10            | <b>負 債 合 計</b>           | <b>6,151</b>  |
| 山林                   | 11            | <b>純 資 産 の 部</b>         |               |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>   | <b>135</b>    | <b>株 主 資 本</b>           | <b>5,490</b>  |
| ソフトウェア               | 107           | 資 本 金                    | 2,473         |
| その他の無形固定資産           | 27            | 資 本 剰 余 金                | 2,675         |
| <b>投 資 其 他 の 資 産</b> | <b>137</b>    | 資 本 準 備 金                | 2,675         |
| 投資有価証券               | 2             | 利 益 剰 余 金                | 582           |
| 関係会社株式               | 34            | 利 益 準 備 金                | 618           |
| 出資金                  | 0             | その他利益剰余金                 | △35           |
| 繰延税金資産               | 15            | 圧縮記帳積立金                  | 3             |
| 会 員 権                | 63            | 繰越利益剰余金                  | △39           |
| その他の投資その他の資産         | 65            | <b>自 己 株 式</b>           | <b>△240</b>   |
| 貸倒引当金                | △44           | 評価・換算差額等                 | 0             |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>11,643</b> | その他の有価証券評価差額金            | 0             |
|                      |               | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>5,491</b>  |
|                      |               | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>11,643</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額 |        |
|-------------------------|-----|--------|
| 売 上 高                   |     | 13,018 |
| 売 上 原 価                 |     | 11,332 |
| 売 上 総 利 益               |     | 1,686  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |     | 1,540  |
| 営 業 利 益                 |     | 145    |
| 営 業 外 収 益               |     |        |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 0   |        |
| 受 取 手 数 料               | 3   |        |
| そ の 他 の 営 業 外 収 益       | 4   | 7      |
| 営 業 外 費 用               |     |        |
| 支 払 利 息                 | 31  |        |
| 売 上 割 引                 | 14  |        |
| そ の 他 の 営 業 外 費 用       | 0   | 46     |
| 経 常 利 益                 |     | 106    |
| 特 別 利 益                 |     |        |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 4   |        |
| 短 期 売 買 利 益 受 贈 益       | 1   | 5      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |     | 112    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 9   |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △7  | 1      |
| 当 期 純 利 益               |     | 110    |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                             | 株 主 資 本 |       |              |           |               |               |              |      |             |
|-----------------------------|---------|-------|--------------|-----------|---------------|---------------|--------------|------|-------------|
|                             | 資 本 金   | 資本剰余金 |              | 利 益 剰 余 金 |               |               |              | 自己株式 | 株主資本<br>合 計 |
|                             |         | 資本準備金 | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金      |               | 利益剰余金<br>合 計 |      |             |
|                             |         |       |              |           | 圧縮記帳<br>積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |      |             |
| 平成26年4月1日<br>期 首 残 高        | 2,473   | 2,675 | 2,675        | 618       | 3             | △129          | 492          | △240 | 5,401       |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額   | —       | —     | —            | —         | —             | △20           | △20          | —    | △20         |
| 会計方針の変更を反映し<br>た 当 期 首 残 高  | 2,473   | 2,675 | 2,675        | 618       | 3             | △149          | 472          | △240 | 5,380       |
| 事業年度中の変動額                   |         |       |              |           |               |               |              |      |             |
| 圧縮記帳積立金の積立                  | —       | —     | —            | —         | 0             | △0            | —            | —    | —           |
| 圧縮記帳積立金の取崩                  | —       | —     | —            | —         | △0            | 0             | —            | —    | —           |
| 当 期 純 利 益                   | —       | —     | —            | —         | —             | 110           | 110          | —    | 110         |
| 自己株式の取得                     | —       | —     | —            | —         | —             | —             | —            | △0   | △0          |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) | —       | —     | —            | —         | —             | —             | —            | —    | —           |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | —     | —            | —         | 0             | 110           | 110          | △0   | 109         |
| 平成27年3月31日<br>期 末 残 高       | 2,473   | 2,675 | 2,675        | 618       | 3             | △39           | 582          | △240 | 5,490       |

|                             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |       |           |     | 純 資 産 合 計 |
|-----------------------------|-----------------|-------|-----------|-----|-----------|
|                             | その他有価証券評価差額金    | 評 価 額 | ・ 換 算 差 額 | 合 計 |           |
| 平成26年4月1日<br>期 首 残 高        |                 | 0     |           | 0   | 5,401     |
| 会計方針の変更による<br>累 積 的 影 響 額   |                 | —     |           | —   | △20       |
| 会計方針の変更を反映し<br>た 当 期 首 残 高  |                 | 0     |           | 0   | 5,380     |
| 事業年度中の変動額                   |                 |       |           |     |           |
| 圧縮記帳積立金の積立                  |                 | —     |           | —   | —         |
| 圧縮記帳積立金の取崩                  |                 | —     |           | —   | —         |
| 当 期 純 利 益                   |                 | —     |           | —   | 110       |
| 自己株式の取得                     |                 | —     |           | —   | △0        |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |                 | 0     |           | 0   | 0         |
| 事業年度中の変動額合計                 |                 | 0     |           | 0   | 110       |
| 平成27年3月31日<br>期 末 残 高       |                 | 0     |           | 0   | 5,491     |

[個別注記表]

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式  
 その他有価証券 時価のあるもの

移動平均法による原価法  
 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法  
 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品

総平均法による原価法(ただし、構造部材については個別法による原価法)(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

原材料

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物附属設備を除く)

その他の有形固定資産

定額法

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～47年

機械及び装置 8年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、賞与の支給規程による支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

- |           |                                                                                                                                                 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 退職給付引当金   | 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。 |
| 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。                                                                                                        |
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- |           |               |
|-----------|---------------|
| 消費税等の会計処理 | 税抜方式によっております。 |
|-----------|---------------|

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を退職給付の支払見込額及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

その結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が21百万円増加し、利益剰余金が20百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

|     |        |
|-----|--------|
| 建物  | 389百万円 |
| 構築物 | 31     |
| 土地  | 618    |
| 計   | 1,039  |

担保付債務は次のとおりであります。

|              |        |
|--------------|--------|
| 短期借入金        | 700百万円 |
| 一年内返済予定長期借入金 | 448    |
| 長期借入金        | 1,151  |
| 計            | 2,299  |

ただし、根抵当権設定のため、上記債務のうち、実際担保されている債務の極度額は、600百万円であります。

- |                        |          |
|------------------------|----------|
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額     | 6,057百万円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務 |          |
| 短期金銭債務                 | 10百万円    |

(4) 当座借越契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座借越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

|         |          |
|---------|----------|
| 当座借越極度額 | 2,400百万円 |
| 借入実行残高  | 800      |
| 差引額     | 1,600    |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕 入 高 18百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 15,577千株    | 一千株        | 一千株        | 15,577千株   |

(2) 自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 669千株       | 3千株        | 一千株        | 673千株      |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

該当事項はありません。

(4) 新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は資金収支計画に照らして、設備投資資金及び運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、債権管理規程に従い、各事業部門において、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、主な取引先の財務状況等を年度ごとに把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、経理部において定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に設備投資資金及び運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2．参照）。

|                       | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|-----------------------|-------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金            | 733               | 733         | －           |
| (2) 受取手形              | 1,854             | 1,854       | －           |
| (3) 売掛金               | 2,256             | 2,256       | －           |
| (4) 投資有価証券<br>その他有価証券 | 2                 | 2           | －           |
| 資産計                   | 4,847             | 4,847       | －           |
| (1) 支払手形              | 1,847             | 1,847       | －           |
| (2) 買掛金               | 784               | 784         | －           |
| (3) 短期借入金             | 800               | 800         | －           |
| (4) 長期借入金（※1）         | 2,113             | 2,126       | 12          |
| 負債計                   | 5,545             | 5,558       | 12          |

（※1）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。また保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、以下のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

|                         | 種類 | 取得原価<br>(百万円) | 貸借対照表計上額<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|-------------------------|----|---------------|-------------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得<br>原価を超えるもの | 株式 | 1             | 2                 | 0           |
|                         | 合計 | 1             | 2                 | 0           |

## 負債

### (1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式（貸借対照表計上額34百万円）は、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産（4）投資有価証券」には含めておりません。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金、減価償却限度超過額、退職給付引当金の否認などであり、繰延税金負債の発生の主な原因は圧縮記帳積立金などであります。

なお、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.8%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.1%となります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 368円43銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 7円41銭   |

9. 記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月19日

セブン工業株式会社

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岡野 英生 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 村井 達久 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、セブン工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積り等の評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

セブン工業株式会社 監査役会

|         |   |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|---|
| 常勤社外監査役 | 大 | 山 | 雄 | 三 | ㊟ |
| 社外監査役   | 佐 | 藤 | 仁 | 彦 | ㊟ |
| 社外監査役   | 串 | 田 | 正 | 克 | ㊟ |
| 社外監査役   | 稲 | 越 | 千 | 束 | ㊟ |

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 利益準備金の額の減少の件

会社法第448条第1項に基づき、欠損を填補し、将来の環境変化等に対する財務戦略上の柔軟性および機動性を確保することを目的として、利益準備金の額を減少し、繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

##### (1) 減少する利益準備金の額

利益準備金 618,369,575円の全額

##### (2) 利益準備金の額の減少の効力発生日

平成27年7月31日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、第28条および第36条を変更するものであります。

なお、定款第28条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にすることを目的に第30条および第31条を変更するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(2) 当会社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間で、同法第423条第1項に規定する<u>社外取締役</u>の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(2) 当会社は会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、同法第423条第1項に規定する<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p><u>(3) 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(任期)<br/>第31条 (条文省略)</p> <p>(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役の責任免除)<br/>第36条 (条文省略)</p> <p>(2) 当会社は会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間で、同法第423条第1項に規定する<u>社外監査役</u>の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> | <p>(4) <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)<br/>第31条 (現行どおり)</p> <p>(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<br/><u>前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(監査役の責任免除)<br/>第36条 (現行どおり)</p> <p>(2) 当会社は会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間で、同法第423条第1項に規定する<u>監査役</u>の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |

### 第3号議案 取締役6名選任の件

本株主総会の終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                       | 略歴、当<br>(重<br>要                                                                                                                                     | 社における地位、担当<br>な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社株式<br>の<br>数 |
|-------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1     | なが よし よし あき<br>永 吉 喜 昭<br>(昭和32年5月6日生) | 昭和55年4月<br>平成15年7月<br><br>平成17年4月<br>平成17年6月<br>平成19年4月<br><br>平成20年6月<br>平成22年6月<br>平成24年1月<br><br>平成24年6月<br>平成25年6月                              | 住友商事株式会社入社<br>同社生活資材・建設不動産総括部長付<br>当社へ出向 顧問<br>当社常務取締役営業本部長<br>当社常務取締役営業本部長・西日本営業部長・建装部長<br>当社常務取締役製造本部長<br>当社代表取締役社長<br>当社代表取締役社長 管理本部長<br>当社代表取締役社長<br>当社代表取締役社長 営業本部長 (現任)                                                                           | 3,000株                 |
| 2     | うめ むら せい じ<br>梅 村 誠 司<br>(昭和31年2月6日生)  | 昭和53年3月<br>平成11年4月<br>平成14年10月<br>平成16年4月<br>平成20年4月<br><br>平成21年6月<br>平成22年6月<br><br>平成22年11月<br><br>平成23年1月<br>平成23年4月<br><br>平成25年6月<br>平成25年10月 | 当社入社<br>当社技術部長<br>当社商品企画開発部長<br>当社化粧建材部長<br>当社製造本部副本部長・積層建材部長<br>当社取締役製造本部副本部長・積層建材部長<br>当社取締役製造本部副本部長・積層建材部長・製造業務部長<br>当社取締役製造本部副本部長・積層建材部長・製造業務部長・生産管理部長<br>当社取締役製造本部長・製造業務部長・生産管理部長<br>当社取締役製造本部長・製造業務部長<br>当社常務取締役製造本部長・製造業務部長<br>当社常務取締役製造本部長 (現任) | 38,210株                |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>(氏名)<br>(生年月日)              | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社株式<br>の数 |
|-----------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 3         | よこい まさる<br>横井 勝<br>(昭和35年11月7日生)    | 平成14年10月 当社入社<br>当社関西営業部長<br>平成17年1月 当社西日本営業部長<br>平成19年4月 当社プレカット部長<br>平成21年4月 当社製造本部副本部長・木構造建<br>材部長<br>平成23年6月 当社取締役製造本部副本部長・木<br>構造建材部長<br>平成24年1月 当社取締役製造本部副本部長(現<br>任)                                                | 6,000株             |
| 4         | あべ まさよし<br>阿部 正義<br>(昭和30年2月24日生)   | 昭和55年7月 当社入社<br>平成8年4月 当社経理部長<br>平成14年4月 当社総務部長<br>平成16年4月 当社経理部長<br>平成25年6月 当社取締役管理本部副本部長・経<br>理部長<br>平成25年10月 当社取締役管理本部副本部長・経<br>営企画部長・経理部長<br>平成27年4月 当社取締役管理本部副本部長・経<br>理部長(現任)                                        | 43,300株            |
| 5         | たかみつ かつのり<br>高光 克典<br>(昭和34年4月20日生) | 昭和57年4月 住友商事株式会社入社<br>平成13年11月 Nichiha USA, Inc.へ出向 同社<br>取締役社長<br>平成21年6月 三井住商建材株式会社へ出向<br>同社代表取締役社長<br>平成25年7月 住友商事株式会社生活資材本部<br>木材資源事業部長<br>平成26年6月 当社取締役(現任)<br>平成27年4月 住友商事株式会社生活資材・不動<br>産本部長補佐 兼 生活資材事業<br>推進部長(現任) | -                  |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>(氏名)<br>(生年月日)                       | 略歴、当社<br>(重要)                                                                                               | 社における地位、担当<br>(兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する<br>当社株式<br>の数 |
|-----------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 6         | ※<br>やま きた こう すけ<br>山 北 耕 介<br>(昭和40年10月5日生) | 平成元年4月<br>平成15年10月<br>平成16年4月<br>平成16年6月<br>平成17年1月<br>平成18年6月<br>平成18年7月<br>平成25年5月<br>平成26年12月<br>平成27年4月 | 住友商事株式会社入社<br>同社生活資材本部木材建材部課<br>長<br>当社へ出向 顧問<br>当社取締役管理統括・経営企画室<br>管掌<br>当社取締役業務管理担当・OEM<br>営業部担当補佐・プレカット部長<br>当社取締役退任<br>住友商事株式会社生活資材本部<br>木材資源事業部部長付<br>TERNEYLES (ロシア) へ出向 同<br>社取締役副社長<br>住友商事株式会社生活資材本部<br>木材資源事業部副部長<br>同社生活資材・不動産本部木材資<br>源事業部長 (現任) | -                  |

(注) 1. 当社と取締役候補者との間には、特別の利害関係はありません。

2. ※印は新任の取締役候補者であります。

3. 高光克典氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断した理由等

高光克典氏は住友商事株式会社の生活資材・不動産本部長補佐 兼 生活資材事業推進部長として木材事業に関する有識者であること、および住友商事株式会社の関連会社において社長を歴任しており、その経験と見識を経営全般に反映していただくために、社外取締役候補者とするものであります。また、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。なお、住友商事株式会社は平成27年2月26日付けで所有する当社株式の一部を売却 (4,431,900株、議決権所有割合30%) したことに伴い親会社からその他の関係会社になりました。また、当社は同社と原材料の仕入れにおいて取引がありますが、その取引高は全仕入高の0.2%程度であり、現在の取引状況から一般株主と利益相反する恐れがないものと判断しており、同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所が定める独立役員に指定する予定であります。

#### 5. 責任限定契約について

当社は、高光克典氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としており、同氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。

さらに、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件といたしまして、山北耕介氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| ふりがな氏<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                | 所有する<br>当社株式<br>の数 |
|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| こんどう たつ ひこ<br>近藤 辰彦<br>(昭和27年4月12日生) | 昭和51年3月 当社入社<br>平成9年4月 当社総務部長<br>平成13年4月 当社品質保証部長<br>平成16年4月 当社総務部長<br>平成24年4月 当社内部監査室長(現任) | 300株               |

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第5号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

平成27年3月31日をもって取締役を辞任された富島寛氏および本株主総会の終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます田中太郎氏、ならびに本株主総会の終結の時をもって監査役を辞任されます佐藤仁彦氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については、取締役会に、退任監査役については、監査役の協議にご一願いたく存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏名   | 略歴                            |
|------|-------------------------------|
| 富島寛  | 平成16年6月 当社社外取締役<br>平成27年3月 辞任 |
| 田中太郎 | 平成24年6月 当社取締役管理本部長 現在に至る      |
| 佐藤仁彦 | 平成26年6月 当社社外監査役 現在に至る         |

以上



メ モ

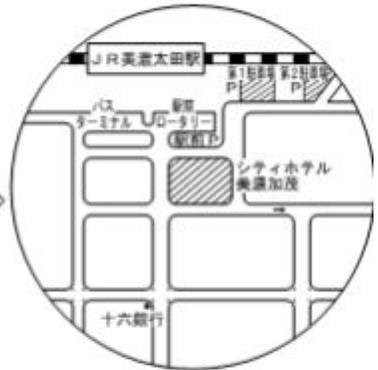
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

## 定時株主総会会場のご案内図

会 場 岐阜県美濃加茂市太田町2565番地の1  
 シティホテル美濃加茂5階 黄心樹（おがたま）の間  
 電話（0574）27-1122



【もよりの駅よりの所要時間】

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 名古屋駅  | JR（ワイドビュー）Dで40分 車で50分 |
| 岐阜駅   | JR高山線で40分 車で40分       |
| 郡上八幡駅 | 長良川鉄道で80分 車で60分       |
| 多治見駅  | JR太多線で30分 車で40分       |
| 高山駅   | JR高山線で120分 車で150分     |